

長期優良住宅認定手数料

- 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
- 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

新築

認定申請手数料

一戸建て住宅 = (a+b1+b2)
 共同住宅等 = (a+b1+b2) / 同時申請戸数 ※100円未満切り捨て

変更認定申請手数料

一戸建て住宅 = (a+b1+b2)
 共同住宅等 = (a+b1+b2) / 既認定戸数 ※100円未満切り捨て

a 長期優良住宅建築等計画の認定に係る金額

単位:円/住宅

番号	建て方	住宅の総戸数	a		
			180の項 認定申請	181の項 変更認定申請	
(1)	一戸建て住宅		8,300	16,000	46,000
(2)	共同住宅等	5 戸以内	13,000	55,000	105,000
(3)		5 戸超 10 戸以内	22,000	87,000	166,000
(4)		10 戸超 25 戸以内	31,000	163,000	327,000
(5)		25 戸超 50 戸以内	55,000	278,000	584,000
(6)		50 戸超 100 戸以内	94,000	426,000	1,002,000
(7)		100 戸超 200 戸以内	153,000	775,000	1,853,000
(8)		200 戸超 300 戸以内	188,000	1,057,000	2,649,000
(9)		300 戸超	200,000	1,280,000	3,246,000

b 法第6条第2項の申出(建築基準関係規定審査の申出)があった場合の加算額

b1 建築物確認関係

単位:円/件

床面積の合計	b1	
	確認	変更確認
30 m ² 以内	7,000	計画の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて左欄の金額を適用
30 m ² 超 100 m ² 以内	12,000	
100 m ² 超 200 m ² 以内	19,000	
200 m ² 超 500 m ² 以内	53,000	
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	101,000	
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	143,000	
2,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	208,000	
10,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	267,000	
50,000 m ² 超	519,000	

注:山梨県建築基準法施行条例別表第2第1号の表

b2 建築設備確認関係

単位:円/基

種別	b2
1 設置する場合(2の項から4の項までに掲げる場合を除く。)	23,000
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	13,000
3 確認を受けた計画の変更をして設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	12,000
4 確認を受けた計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000

注:山梨県建築基準法施行条例別表第2第2号の表

【認定申請手数料計算例】

[条件]
 共同住宅(延べ面積900m² 9戸)
 登録住宅性能評価機関の適合証あり
 建築基準関係規定審査の申出なし

a	22,000
b1	0
b2	0
合計	22,000
22,000 / 9戸 = 2,400 円/戸	

- 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1,800 円
- 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料 1,800 円

既存住宅に係る長期優良住宅認定手数料

- 既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
- 既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

既存住宅の増改築

既存住宅に係る認定申請手数料

一戸建て住宅 = (a+b1+b2)
 共同住宅等 = (a+b1+b2) / 同時申請戸数 ※100円未満切り捨て

既存住宅に係る変更認定申請手数料

一戸建て住宅 = (a+b1+b2)
 共同住宅等 = (a+b1+b2) / 既認定戸数 ※100円未満切り捨て

a 既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定に係る金額

単位:円/住宅

番号	建て方	住宅の総戸数	a			
			認定申請		変更認定申請	
			イ 登録住宅性能評価機関が作成した法第6条第1項各号(第3号を除く。)の基準に適合していることを証明する書類が提出された場合	ロ 適合証が提出されない場合	イ 登録住宅性能評価機関が作成した法第6条第1項各号(第3号を除く。)の基準に適合していることを証明する書類が提出された場合	ロ 適合証が提出されない場合
(1)	一戸建て住宅		11,900	67,000	認定申請のイの手数料の1/2の額	認定申請のロの手数料の1/2の額
(2)	共同住宅等	5 戸以内	19,000	154,000		
(3)		5 戸超 10 戸以内	32,000	245,000		
(4)		10 戸超 25 戸以内	44,000	481,000		
(5)		25 戸超 50 戸以内	80,000	859,000		
(6)		50 戸超 100 戸以内	135,000	1,474,000		
(7)		100 戸超 200 戸以内	219,000	2,726,000		
(8)		200 戸超 300 戸以内	269,000	3,897,000		
(9)		300 戸超	287,000	4,777,000		

b 法第6条第2項の申出(建築基準関係規定審査の申出)があった場合の加算額

b1 建築物確認関係

単位:円/件

床面積の合計	b1	
	確認	変更確認
30 m ² 以内	7,000	計画の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて左欄の金額を適用
30 m ² 超 100 m ² 以内	12,000	
100 m ² 超 200 m ² 以内	19,000	
200 m ² 超 500 m ² 以内	53,000	
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	101,000	
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	143,000	
2,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	208,000	
10,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	267,000	
50,000 m ² 超	519,000	

注:山梨県建築基準法施行条例別表第2第1号の表

b2 建築設備確認関係

単位:円/基

種別	b2
1 設置する場合(2の項から4の項までに掲げる場合を除く。)	23,000
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	13,000
3 確認を受けた計画の変更をして設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	12,000
4 確認を受けた計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000

注:山梨県建築基準法施行条例別表第2第2号の表

【認定申請手数料計算例】	
[条件]	
共同住宅(延べ面積900m ² 9戸)	
登録住宅性能評価機関の適合証あり	
建築基準関係規定審査の申出なし	
a	32,000
b1	0
b2	0
合計	32,000
32,000 / 9戸 = 3,500 円/戸	

- 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1,800 円
- 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料 1,800 円